

平成21年度 施策の実施状況

I 「かけがえのない自他の命を大切にすることのできる人間」を育てるために

施策の進捗状況

区分	施策名	年度				
		18	19	20	21	22
道徳性や社会性をつちかう教育						
1	青少年育成県民運動の展開	県民総ぐるみによる青少年健全育成活動の展開				
2	青少年地域体験活動推進事業	体験活動プログラムの実施				終了
3	地域と共生する学校づくり推進事業	幼・小・中・高・特で実施				
4	地域とはぐくむモラル向上事業	小中学校で実施				終了
5	入学前園児健全育成事業	開発	体験プログラムの実施			終了
人権教育						
6	人権啓発の推進	人権ハートフルフェスティバル開催等				
7	人権教育に関する教職員の研修	継続実施				
いじめ・不登校等への対応						
8	家庭教育相談員設置事業	継続実施				
9	いじめほっとライン24	10~22時	相談時間 24 時間			
10	ホームフレンド活動事業・ふれあい心の友訪問援助	継続実施				
11	ひきこもり対策事業	—	相談対応、サポーター（ハートフレンド）養成等			
12	スクールカウンセラー設置事業	中学校	全中学校、小学校、高校			小拡大
13	不登校対策実践研究事業	地域連携	調査研究			
安全教育						
14	安全なまちづくりの推進	街頭犯罪防止キャンペーン等				
15	学校安全ホラティア(スクールガード)の配置	全小学校区に配置				
16	子どもの安全確保推進事業	準備	防犯少年団員の任命			
17	学校安全緊急情報共有化広域ネットワークの構築	伝達訓練によるネットワークの改善・定着				
18	「パトネットあいち」による不審者情報の提供	継続実施				
19	防災教育推進事業	防災講演会開催、防災教育用教材の作成等				
福祉教育						
20	高等学校と養護学校高等部の併設	18年度桃陵高校、21年度宝陵高校				
21	愛知県社会福祉協議会への支援	継続実施				

* 平成20年度で終了した施策については記載を省略しています。

道徳性や社会性をつちかう教育

青少年育成県民運動での規範意識を高める取組、異年齢の子ども同士の交流、幼稚園・保育所や学校での「地域と共生する学校づくり」の取組や体験活動などをおして、他を思いやる心、命を尊ぶ心、美しいものに感動する心、人間関係を築く力を育てました。

1 青少年育成県民運動の展開

施策の概要

県民総ぐるみによる青少年育成県民運動を展開し、地域社会の教育力の向上を図るとともに、規範意識を高める取組を推進します。

平成21年度の取組

各県民運動を青少年育成県民会議*と連携して実施した。

- ・ 青少年健全育成県民運動（強調月間 11 月）
街頭啓発、駅前等一斉啓発
- ・ 「家庭の日*」県民運動（強調月間 2 月）
啓発ポスターの募集・表彰、入賞作品の展示、駅前啓発等
- ・ 非行防止県民運動（強調月間 夏期 7 月・8 月、冬期 12 月 20 日～1 月 10 日）
パトロール、街頭補導、学校周辺クリーン活動

* 青少年育成県民会議：

社団法人青少年育成国民会議に呼応して、愛知県で組織された会議

* 家庭の日：

全国で、毎月第 3 日曜日を、子どもの健やかな成長を願い、家族みんなが顔をそろえてふれあいを深めていくための日として、「家庭の日」と定めた。

(1) 取組の成果

市町村、学校関係者、PTA、警察、青少年団体等地域を巻き込んだ青少年育成県民運動や、非行防止県民運動などを展開することにより、多くの県民に青少年健全育成や、非行防止への取組の重要性を啓発することができた。

(2) 今後の課題・方向性

強調月間では、様々なキャンペーン活動を展開しているが、強調月間以外でも青少年健全育成を推進していくため、青少年育成県民会議を始めとした、関係団体と連携した取組について、引き続き検討していく必要がある。

2 青少年地域体験活動推進事業（21 年度終了）

施策の概要

不登校児童生徒が自信を取り戻す機会を提供し、自立への支援を促す目的で、様々な体験活動のプログラムを約半年間をおして継続的に実

施します。

平成21年度の取組

参加者の自己達成感を高め、対人関係に自信をもたせるプログラムを実施

日数：11泊18日（日帰り実施を含む。）

場所：青年の家、旭高原少年自然の家、美浜少年自然の家など

内容：ネイチャーゲーム、浜辺での運動会、海の生き物や犬とのふれあい、野外炊飯などの体験活動、カウンセリング、仲間作りのゲームなど

(1) 取組の成果

アンケートの結果から子どもたち自身が、参加前よりも参加後の方が自己を高く評価していた。「人と気軽に話せる」「規則正しい生活ができた」と感じている参加者が多く、キャンプの参加前後で他者への接し方や生活スタイルの変化がみられることがわかった。

また「プログラムをやり遂げることで自信をつけることができた」など今までの体験の積み重ねから自分の行動に自信を持つことができていることが読み取れた。



犬とのふれあい

(2) 今後の課題・方向性

事業の成果やノウハウを直接現場へ広めていくために、不登校の児童生徒の関係者や関係機関との連携をさらに強めていく必要がある。

また、達成感、自己有用感を高めるために、実施内容の企画・運営を参加者の手に委ねる工夫をしたり、参加者がキャンプに参加しやすくするために、日帰りの体験活動を充実させる必要がある。

平成21年度までは半年間の長期にわたり、多くの泊数をもって実施してきたが、今後は参加しやすい日程の事業として実施していく。

3 地域と共生する学校づくり推進事業

施策の概要

「地域との共生」をキーワードとして、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校それぞれが地域（ひと・もの・自然）との共生を目指し、幼児、児童、生徒が地域に貢献し役立つ活動を体験・実践することを通して、次世代を担うことができる人間を育て、魅力ある学校（園）づくりを支援します。

平成21年度の取組

実践指定園・校

幼稚園3園、小学校12校、中学校6校、高校17校、特別支援学校3校

(1) 取組の成果

地域の伝統文化や産業、自然環境等の特色を生かした活動や取組、生徒による出前講座、企業の協力による体験実習などを通じて、地域に根ざした学校づくりを行い学校の活性化を図った。

幼児児童生徒ができるだけ地域に出向き、さまざまな世代の人々とかかわりをもつことで、思いやりの心、自他を大切にすることを育むとともに、コミュニケーション能力や人間関係を構築する力を向上させることができ、人間的な成長につながった。

〔具体的な実践例〕

幼稚園：地域行事への参加、伝統文化にふれる活動、異年齢との交流活動等

小学校：地域環境に関する取組（飼育、栽培、植樹等）、地域の自然を再生する活動、地域の伝統を守る活動、地域との交流、異校種交流等

中学校：地域環境美化、ボランティア活動、伝統芸能の継承、地域行事への参加等

高等学校：里山や河川の環境保全活動、史跡紹介を中心とした地域のイラストマップづくり、地元の食材を使った小学生対象の出前講座等

特別支援学校：職場体験実習協力企業とのシンポジウム、海岸の美化活動、地域住民と合同で実施した障害者スポーツへの取組等



お年寄りとの交流活動



環境保全活動

(2) 今後の課題・方向性

学校現場においては、さまざまな体験活動の充実を図ることで、幼児児童生徒に他者、社会、自然・環境とのかかわりをおして、共に生きることへの自覚と責任を育むことが求められており、実践指定校の取組を事例集等で各学校に紹介し、その成果を普及するとともに、魅力ある学校づくりを支援し、地域社会との共生に向けた取組を一層推進していく必要がある。

4 地域とはぐくむモラル向上事業（21年度終了）

施策の概要

規範意識を中心とした道徳の授業の工夫や体験活動の推進に、家庭・地域・学校の三者が協働して取り組むことで、児童生徒が自分を高めようとする気持ちを醸成し、「生きる力」の核となる豊かな人間性と社会性を児童生徒に培うなど、道徳教育の充実と推進を図ります。

平成21年度の取組

小中学校6校で実施

(1) 取組の成果

児童生徒が、保護者や地域住民とともに、体験活動や講演会などに参加することをおして、児童生徒が思いやりの心をはぐくみ、他者とともに生きることの大切さを学ぶとともに、モラルの大切さを理解することができた。

また、保護者や地域住民に道德の授業を公開したり、子どもたちの道德について意見を交換したりすることをおして、学校側で考えていることや取組に理解と協力が得られるようになり、授業公開や意見交換会への保護者の参加が、20年度より増加した。

(2) 今後の課題・方向性

本事業は平成21年度で終了したが、今後は、市町村が取組を継続・拡大していくことが大切であり、これまでの取組について、市町村に情報提供を行うなど、実施主体である市町村に対して積極的に支援していく必要がある。

5 入学前園児健全育成事業（21年度終了）

施策の概要

小学校入学前の幼稚園・保育所の幼児・園児が、初対面の指導者、小学生、年長者との交流や体験活動をおして、新しい関係づくりなどの経験を積む機会を提供します。

平成21年度取組

NPO 団体等から、社会性を育む体験プログラムを募集し、入学前園児健全育成協議会において選定した結果、3団体に体験プログラムの実施を委託した。

市町村へプログラムを提示し、3市町村、4箇所の幼稚園・保育所で実施した。延べ参加園児数：232人

プログラムの例：

指導者とともに、元気に童話を読むことや、忍者修行遊びを行うなど

(1) 取組の成果

NPO 団体等が実施する体験プログラムや、年長者、小学生との交流をおして、核家族化、少子化等により対人関係が希薄化している中で、幼児・園児が、家族やともだち以外の人たちと関係をつくる経験が得られた。

(2) 今後の課題・方向性

小学校就学時に、スムーズに学校生活へなじめるよう、幼稚園や保育所の幼児・園児が、入学する小学校の生徒と交流がもてるようなプログラムを実施するなど、幼稚園や保育所と、小学校との子ども同士の交流活動や、教職員の交流を含めた連携・接続を強化していくことが必要である。

本事業は平成 21 年度で終了したが、平成 21 年 4 月に施行された「保育所保育指針」と「幼稚園教育要領」や、小学校の新しい学習指導要領では、幼稚園・保育所と小学校との連携が示されており、取組の必要性が高まっている。小学校や幼稚園・保育園が取り組む際の参考となるよう、この事業成果を報告書にまとめ市町村に配付している。

人権教育

人権週間*を中心に、人権問題に対する理解や認識を深め、人権尊重の精神を培い、実践的態度を育成するために、校長講話、講演、映画鑑賞など様々な取組を行いました。さらに、人権問題を自らの問題として考える参加体験型学習の展開、啓発行事の開催、メディアを利用した啓発も行いました。

また、年間をとおして計画的・継続的な研修を教職員に行いました。

*人権週間：12月4日～10日

6 人権啓発の推進

施策の概要

人権啓発行事や指導者研修会を開催するとともに、新聞・テレビ・ラジオ等による啓発や、啓発資料の提供を行います。

平成 21 年度の取組

人権ハートフルフェスティバルの開催

- ・平成 21 年 11 月 29 日（木）ウインクあいち大ホール
- ・参加者数：530 人
- ・テーマ：「支えあう、未来にむかって」

人権週間広報

ポスター、新聞、テレビ・ラジオCM等により、啓発を実施

(1) 取組の成果

実施したイベント参加者へのアンケートにおいて、「人権啓発イベントへの参加により、参加者自身が、お互いを認め合い、人権を尊重していくきっかけになったと思う。」と回答した割合が 96.1%であるなど、人権意識の高揚を図ることができた。

(2) 今後の課題・方向性

平成 22 年 7 月 1 日にオープンする「あいち人権啓発プラザ」を拠点として、人権情報紙の発行、県民向けの人権講座の開催等の新規事業を実施する。



21 年度人権週間ポスター
(第 35 回愛知広告協会広告協会大賞受賞)

また、人権フェスティバルの開催、マスコミやその他のメディアを活用した啓発なども、継続的に実施し、効果的な啓発に努める必要がある。

7 人権教育に関する教職員の研修

施策の概要

人権教育に対する理解と認識を深め、資質の向上を図るために、教職員の研修を計画的かつ継続的に実施します。

平成21年度の取組

管理職、中堅教員、新採教員、臨時的任用教員、事務局職員など各区分の教職員を対象とした研修において、人権教育をテーマとした講座を開催

(1) 取組の成果

初任者研修を始めとして、教員の職務や経験年数に応じて、同和教育を含めた人権教育の研修を実施しており、同和問題等の人権に対する正しい認識と理解が深まった。

また、各学校における職場内研修においても、県教育委員会主催の研修会や各種研究会の参加者が研修内容の報告を行ったり、県教育委員会編集の「教員研修の手びき」や、人権教育の指導方法等に関する調査研究会議作成の「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」等の指導資料を活用した研修に取り組んだりしながら、人権教育に対する理解の深化に努めた。

(2) 今後の課題・方向性

人権教育に関する各種研修や、研修会への参加、職場での研修などを通じて、その時々に応じた問題を織り込んだ、人権教育に関する実践的指導力の一層の向上を目指していく必要がある。

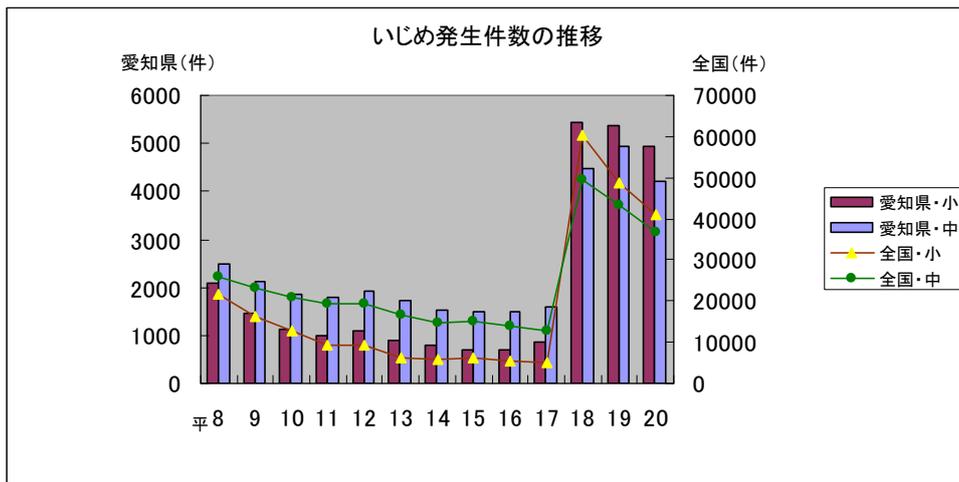
いじめ・不登校等への対応

いじめはあってはならないことですが、依然として1万件近くのいじめが発生しており、また、不登校の出現率も依然として減っておらず、県教育委員会としても喫緊の課題として捉えています。

そこで、学校ではスクールカウンセラーを活用し、いじめなどの問題に対して、子どもたち・保護者・教師からの相談業務を行いました。また、「中1ギャップ*」解消のための調査研究を行いました。

一方、県教育委員会では家庭教育相談員やホームフレンドが、直接家庭を訪問するなど保護者からの相談業務を行ったり、子どもたちの遊び相手になって心の安定を図ったりしました。

*中1ギャップ：小学生から中学1年生になったとたん、学習や生活の変化になじめずに不登校となったり、いじめが急増するという現象。



※18年度から、いじめの定義が変更され、いじめの範囲が拡大されたことにより、件数が急増した。
 ～平成17年度：自分より弱いものに対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの
 平成18年度～：当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの

8 家庭教育相談員設置事業

施策の概要

不登校を中心とする家庭教育上の問題を抱える家庭を訪問し、保護者の相談指導を行います。

平成21年度の取組

県教育委員会1人、全ての教育事務所に計16人を配置
 相談人数：135人 相談回数：3,652回

(1) 取組の成果

家庭教育相談員が、相談のあった家庭に教育的観点から繰り返し相談を行った結果、子どもが適応指導教室*に行くようになったり、勉強について興味を示し登校に前向きな意欲がみられたりするなどの、好転した事例があった。

*適応指導教室：

市町村の教育委員会が、長期欠席をしている不登校の小中学生を対象に、学籍のある学校とは別に、市町村の公的な施設のどこかに部屋を用意し、そこで学習の援助をしながら本籍校に復帰できることを目標に運営している教室

(2) 今後の課題・方向性

家庭教育相談員は、早期に情報を入手したり、学校や市町村との連絡調整を行い、問題の早期発見や早期対応を図っているが、今後さらに不登校の数を減少させるため、スクールカウンセラーなどと連携を行いながら、問題解決に向けて、相談活動の強化を図っていくことが必要である。

9 24時間いじめ電話相談（いじめほっとライン24）

施策の概要

いじめ問題に悩む子どもや保護者がいつでも相談機関に相談できるよう、愛知県教育・スポーツ振興財団で実施している「こころの電話」の相談時間を拡大し、いじめ相談専用電話（いじめほっとライン24）を、24時間運用します。

平成21年度の実績

いじめ相談専用電話を通じて、臨床心理士や相談業務に経験があるボランティア相談員が、いじめ問題に悩む子どもや保護者のなどの相談に応じた。

電話相談の総数：11,560件

相談者：保護者、当事者の子どもあるいはその友人など

(1) 取組の成果

24時間の電話対応をすることで、いじめの被害にあって子どもや保護者などへ喫緊に対応できる支援体制を確立することができた。

さらに、いじめの被害にあって子どもの保護者も含めて、電話相談員から対応策等の助言を得て、心の安定が見られるなどの効果もあげている。

また、いじめ等の被害にあって子どもやその保護者が、教育委員会及び学校の対応を希望する場合は、電話相談員から該当部署に連絡を取り、迅速で適切な対応を図ることができた。



相談窓口紹介カード

(2) 今後の課題・方向性

児童生徒のいじめの発生件数は、この3年間で減少し始めてはいるが、まだまだ憂慮すべき状況にあり、今後も引き続き、この体制を継続していくことが必要である。

今後、話し手の姿が見えない電話相談であることから、相手の思いを十分捉えることができる傾聴の仕方や適切な助言ができるように電話相談員の研修の充実を図る必要がある。

また、いじめ相談以外に、無言電話、いたずら電話等も多くなってきている。いじめで苦しんでいる児童生徒・保護者がかけてきた電話にきちんと受け答えできるように、いたずら電話等に対し適切に対応する方法について対策を図っていく必要もある。

10 ホームフレンド活動事業・ふれあい心の友訪問援助

施策の概要

家庭教育相談員や児童福祉司の助言の下、児童生徒にとってより身近な大学生を話し相手、遊び相手として派遣することにより、児童生徒の心の安定を図ります。

平成21年度の取組

ホームフレンド：活動員 19 人（教育分野への就職を目指す大学生）

訪問人数 38 人、訪問回数 350 回

メンタル・フレンド：登録数 19 人（児童福祉に理解と情熱を有する大学生等）

訪問人数 5 人、訪問回数 64 回

(1) 取組の成果

ホームフレンドは家庭教育相談員の助言のもと小中学生を対象に、メンタル・フレンドは児童福祉司の助言のもと 18 歳未満の者を対象に、家庭を訪問し、話し相手、遊び相手となることをとおして、児童生徒が徐々に心を開くようになり、適応指導教室や学校の相談室等へ行けるようになるなど好転した事例もあった。

しかし、保護者がホームフレンド、メンタル・フレンドの訪問を望んでも児童生徒が面会の拒否をすることや、ホームフレンド、メンタル・フレンドが児童生徒に訪問する約束があっても、当日児童生徒が部屋から出てこないなど、困難な事例もあった。

(2) 今後の課題・方向性

不登校児童生徒の対応には家庭教育相談員や児童福祉司だけでは難しい。児童生徒と年齢の近い大学生が家庭訪問をすることで、児童生徒の学校復帰へのきっかけとなっているため、今後も継続してホームフレンド、メンタル・フレンドを配置し、積極的に相談支援活動を行っていく必要がある。

11 ひきこもり対策事業

施策の概要

不登校等がきっかけになり、ひきこもり状態に陥ったひきこもり者やその家族を、相談や家族教室につないだり、支援するサポーターの養成・訪問などにより、社会的自立へと導く事業を実施します。

平成21年度の取組

- ・ひきこもりの相談対応（電話、面談、メール）
- ・家族教室の開催（県保健所や精神保健福祉センター）
- ・ひきこもり者を支援するサポーターの養成、希望家庭への訪問等
- ・地域継続支援ネットワーク会議開催

(1) 取組の成果

電話、面談による相談のほか、メール相談も実施したことで、相談件数は平成 20 年度 1,500 件から平成 21 年度 1,601 件と増加した。

ひきこもり支援サポーターの養成により、様々な年代のサポーター（ハートフレンド）が 85 名登録され、派遣を希望する家庭の要請に応じる体制が整い、ハートフレンドの派遣を始めることができた。

県保健所を核とした地域継続支援ネットワーク会議では、事例検討も含めて支援者の顔が見える関係が構築されてきている。

(2) 今後の課題・方向性

ひきこもりからの脱却には、早い段階で相談を行うことが重要であるため、本人や家族に対して、問題意識の持ち方に対する啓発や、行政機関や民間団体などひきこもりの相談窓口の更なる広報を行う必要がある。

今後、ひきこもり者を社会的自立へと導くため、ハートフレンドを活用し、社会と触れ合う訓練を行っていくには、本人・家族と支援者のマッチングが大切であり、そのコーディネート機能の充実が必要である。

また、ひきこもり者のフォローには地域全体で取組むことが重要であり、関係機関との連携体制の構築を推進していく必要がある。

12 スクールカウンセラー設置事業

施策の概要

カウンセラーを各学校に配置し、児童生徒へのカウンセリング、保護者・教員への助言等を行うことにより問題行動の解決及び未然防止を目指します。

平成 21 年度の実施

中学校：303 校（全校配置）

週 4 時間（32 校）、週 6 時間（239 校）、週 8 時間（32 校）

配置校の生徒へのカウンセリング、保護者・教員への助言

小学校：拠点校 70 校（対象校 723 校）週 6 時間

拠点校を中心に近隣の小学校の児童へのカウンセリング、保護者・教員への助言

高等学校：拠点校 21 校（対象校 55 校）

拠点校を中心に近隣の高等学校の生徒へのカウンセリング、保護者・教員への助言

(1) 取組の成果

スクールカウンセラーは、「心の専門家」として不登校児童生徒等へのカウンセリングや、保護者、教員等への専門的助言・援助において大いに効果を上げている。各学校におけるスクールカウンセラーを活用した相談体制づく

りが進んできており、平成 20 年度と比較し、相談件数は小学校でほぼ同数、中学校、高等学校では大幅に増加し、不登校やそのおそれのある子どもの早期発見、早期対応につながっている。

小学校の相談数：11,727 件（20 年度：11,960 件）

・主な相談内容：心身の発達 4,375 件、不登校 2,551 件

中学校の相談数：52,135 件（20 年度：48,731 件）

・主な相談内容：不登校 23,570 件、心身の発達 7,774 件

高等学校の相談数：4,061 件（20 年度：3,362 件）

・主な相談内容：学校不適応 689 件、友人問題 435 件

スクールカウンセラーに相談することで、児童生徒には良い方向への変化があった。

学校復帰や欠席の減少などの良い方向への変化

小学校不登校児童 約 67.3%（20 年度：約 59.7%）

不登校の減少（名古屋市、国立、私立を除く）

中学校不登校生徒数 4,882 人（20 年度：5,098 人）

高等学校不登校生徒数 1,307 人（20 年度：1,485 人）

いじめ件数の減少

小学校 4,266 件（20 年度：4,939 件）

中学校 3,536 件（20 年度：4,225 件）

高等学校 302 件（20 年度：319 件）

小中学校ではスクールカウンセラーのアドバイスを参考にして、早期の対応に生かすことができた学校〔小学校 82.9%（20 年度：75.7%）、中学校 70.0%（20 年度：68.75%）〕や、スクールカウンセラーが校内の諸会議や職員への研修に関わることで、職員のカウンセリングマインドを高めることができた学校〔小学校 78.6%（20 年度：65.7%）、中学校 62.4%（20 年度：59.87%）〕があった。高等学校でもスクールカウンセラーの教員によるケーススタディ〔135 件、423 人（20 年度：118 件、354 人）〕など、研修を充実している。

また、高等学校では不登校となった生徒は、復帰できないまま中退に至るケースも多い。中退者の比較的多い高校にスクールカウンセラーを配置し、不登校傾向のある生徒等の相談体制の充実を図り、中退防止につなげている。

中退者数（高等学校） 1,795 人（20 年度：2,272 人）

(2) 今後の課題・方向性

不登校児童生徒の学校復帰及び少年非行の低年齢化を抑制するために、これまで以上に、よりきめ細かい相談活動を進める必要がある。

小学校 6 年生から引き続いて、中学校で不登校となっている生徒数は、中学校 1 年生 1,117 人中 315 名（28.2%）となっており、残りの生徒についても、小学校 5 年生以下で、不登校であった生徒もいる。

また、中学生になると不登校、暴力行為などの問題行動が増加する傾向があることから、小学生の早期からの継続した相談活動の充実が重要であり、小学

校へのスクールカウンセラーの配置を拡大するなどの相談体制の強化が必要である。平成22年度には拠点校を70校から144校に拡大してスクールカウンセラーの配置を行ったところである。

今後、愛知県臨床心理士会と連携して、スクールカウンセラーの確保及び研修を通じた資質の向上を図りながら、児童生徒への十分な相談と継続的な対応を行い、不登校やいじめ、暴力行為等を中心とする諸問題の未然防止、早期発見、早期対応に努めていく。

高等学校においては、不登校のみならず、人間関係のトラブル等から適応障害や自傷行為を繰り返す生徒等、専門的な知識と経験が必要な事例が増加しており、これらの生徒への対応も含め、スクールカウンセラーの配置を拡大し、相談体制の強化を図ることが必要である。

13 不登校対策実践研究事業

施策の概要

不登校、暴力行為、いじめ、児童虐待、高校中退の未然防止、早期発見・早期対応など、児童生徒の支援を行うための効果的な取組について調査研究を行う。

平成21年度の取組

- ・「あそび・非行型不登校傾向にある生徒への支援プログラム開発」について調査研究を実施
推進地域：一宮市・津島市・豊田市・蒲郡市
- ・「心のサポート体制の構築のために～校内サポートチームの形成と外部機関との連携を中心として～」に関する調査研究を実施
実施校：高等学校5校

(1) 取組の成果

中学校における「あそび・非行型不登校生徒*」に視点をあてた、児童生徒の学校復帰に向けた支援について、推進地域と研究推進校、全体をまとめる推進協議会など、様々な場面で調整していくネットワークアドバイザーを配置し、教員がそのネットワークアドバイザーと連携をしながら、あそび・非行型の不登校傾向にある生徒の理解を深め、支援するためのポイントを「支援プログラム」としてまとめた。

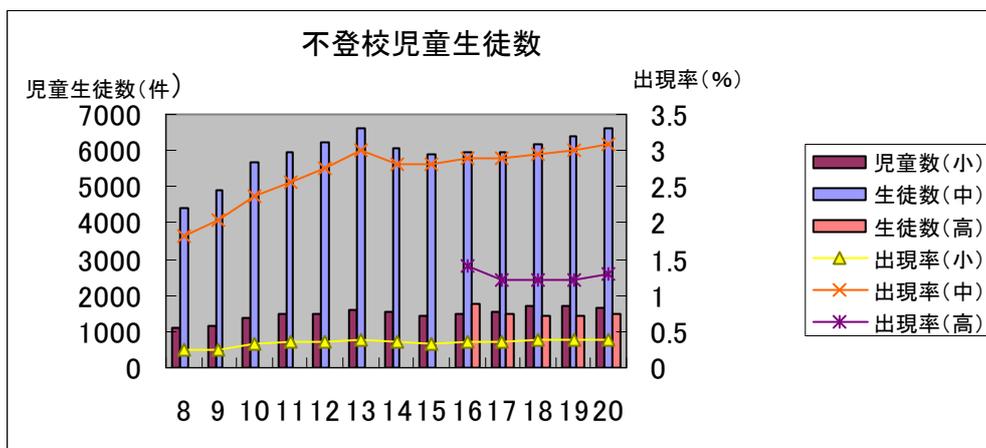
高等学校においては、臨床心理士である「心のサポートアドバイザー」が、調査研究校で生徒指導主事や教育相談担当教員等を中心とした校内サポートチームを支援することで、問題を抱える生徒に対する事例を早期発見するとともに、生徒や保護者にきめ細かく対応するための相談体制が整った。また、教員が問題を抱える生徒に自信をもって対応することができるようになった。

*あそび・非行型不登校生徒：遊ぶためや非行グループに入ったりして登校しない生徒

(2) 今後の課題・方向性

不登校、暴力行為、いじめ、児童虐待等の問題を抱える子どもたちの自立を支援するため、積極的な情報交換などの手立てを行っているが、「あそび・非行型不登校生徒」の状況の把握は大変困難である。そのため、あそび・非行型の不登校傾向に至るまでの心の状況を把握し、適切に広く周知していくことが必要である。

また、校内サポートチームの生徒指導への適切な見立てが、その後の生徒や保護者への支援の方向性を示す上で重要であることから、児童センターや医療機関等の関係諸機関と、一層組織的・継続的に連携していくことが必要である。さらに、問題を抱える生徒を含んだ集団の人間関係構築力を高め、問題行動の予防についても取り組んでいく必要がある。



※高等学校については平成16年度から調査を実施

安全教育

小中学生が主体的に防犯活動へ取り組むための集団として「防犯少年団」を設立したり、高校生を対象とした防災リーダーの養成などにより、児童生徒の安全に対する意識付けと理解の促進を行いました。

また、地域で子どもたちを守っていくため、ボランティアによる見守り活動や学校の緊急情報を伝えるネットワークの充実、子どもたちが助けを求めることができる「子ども110番の家」の拡充、不審者情報の配信を行いました。

14 安全なまちづくりの推進

施策の概要

街頭犯罪防止キャンペーン、安全なまちづくり県民運動等の展開により、住民の防犯意識の高揚を図るとともに、自主防犯活動の活性化を目指し、防犯ボランティアの養成など自主防犯団体の設立や運営の支援を行い、安全なまちづくりを推進します。

平成21年度の取組

街頭犯罪防止キャンペーン、四季の安全なまちづくり県民運動の実施、

安全なまちづくり活動推進員の配置、防犯ボランティアリーダー養成アカデミーの開催 など

(1) 取組の成果

平成 21 年の刑法犯認知件数*は 145,807 件であり、対前年比プラス 0.8%の増加と大変厳しい状況となった。

しかし、防犯キャンペーンや県民運動を実施したこと、地域の住民が自主的に防犯活動に取り組むために、安全なまちづくり活動推進員の設置や防犯ボランティアリーダーを養成するなどの取組を引き続き行ったことで、「子ども 110 番の家」に取り組む事業所が増加するなど、地域において子どもを守ろうという気運は高まった。



* 刑法犯認知件数：

「刑法」等に規定された犯罪（交通事故によるものを除く。）で、窃盗・傷害・住居侵入など警察において認めたものの件数をいう。

(2) 今後の課題・方向性

本県の刑法犯認知件数は、2年連続で増加し、大変厳しい状況にあることから、住民の防犯意識の高揚や自主防犯活動がさらに活発化されるための各種施策を強力に推進していく必要がある。

また、「子ども 110 番の家」については、警察署が地域で行う防犯講話等の活動を通じて引き続き拡充を図っていく必要がある。

15 学校安全ボランティア(スクールガード)の配置

施策の概要

学校安全ボランティア(スクールガード)を配置し、子どもの登下校時及び校内の安全を確保します。

平成 21 年度の取組

- スクールガード活動推進員の指定
- スクールガード活動推進員研修会の開催
- 「スクールガード活動の手引き」の作成及び配布

(1) 取組の成果

各小学校でスクールガード活動の核となる人を「スクールガード活動推進員」として指定し、活動の充実を図るとともに、活動推進員を対象とした研修会の開催により、各地区での活動の拡充を進めた。さらに、スクールガード活動時のノウハウを盛り込んだ「スクールガード活動の手引き」を作成し、全小学校及び活動推進員へ配布し、各地区における子どもの安全確保に関する意



スクールガードの活動

識を向上させた。

(2) 今後の課題・方向性

学校と家庭・地域の連携のもと、地域ぐるみの安全体制をさらに強固にしていくためには、スクールガードが行う活動の中核となって推進していく活動推進員の積極的な取組が必要である。そこで、市町村教育委員会と協力して活動推進員を対象とした研修会を開催するとともに、活動時に携行できる手引書を作成し、すべてのスクールガードへ配布することで、スクールガード活動の拡充と質の向上を図っていく必要がある。

16 子どもの安全確保推進事業

施策の概要

防犯少年団を設立し、子どもの安全に関するリーダーの育成と、防犯意識や危機回避能力の向上を図ります。

平成 21 年度の取組

各警察署（水上署、空港署を除く 44 警察署）ごとに新たに防犯少年団モデル校を委嘱し、新 5 年生を中心に合計 547 名を防犯少年団員として任命した。

また、新たに任命した防犯少年団員等を対象に、防犯劇や大声コンテストを盛り込んだ子ども安全アカデミー（参加・体験型防犯教室）を開催した。

(1) 取組の成果

子ども安全アカデミー（参加・体験型防犯教室）等の防犯少年団の活動を通じて、防犯少年団員自身や下級生、保護者等が、防犯知識を習得するとともに防犯意識を高めることができた。

また、子どもの危機回避能力を向上させることができた。

(2) 今後の課題・方向性

モデル校の拡大を図り、子どもの安全リーダーの育成と児童に対する防犯意識や危機回避能力の向上を図る活動を、より多くの子どもたちに推進していく必要がある。

17 学校安全緊急情報共有化広域ネットワークの構築

施策の概要

行政機関や学校、地域の団体などが参加して構築した、学校の安全を守る緊急情報共有化のネットワークシステムを充実し定着させます。

平成 21 年度の取組

- ・ネットワーク活用訓練の実施（5月）
- ・ネットワークによる情報共有 1,280件

(1) 取組の成果

県内すべての学校・幼稚園・保育所等を対象に、緊急情報の迅速な伝達訓練と受信後の子どもの安全確保に向けた行動訓練実施した。訓練情報の学校への平均到着時間は21分であった。

また、受信後には、教員やスクールガードによる付き添い下校や保護者への引渡し訓練などを実施する学校が増加した。

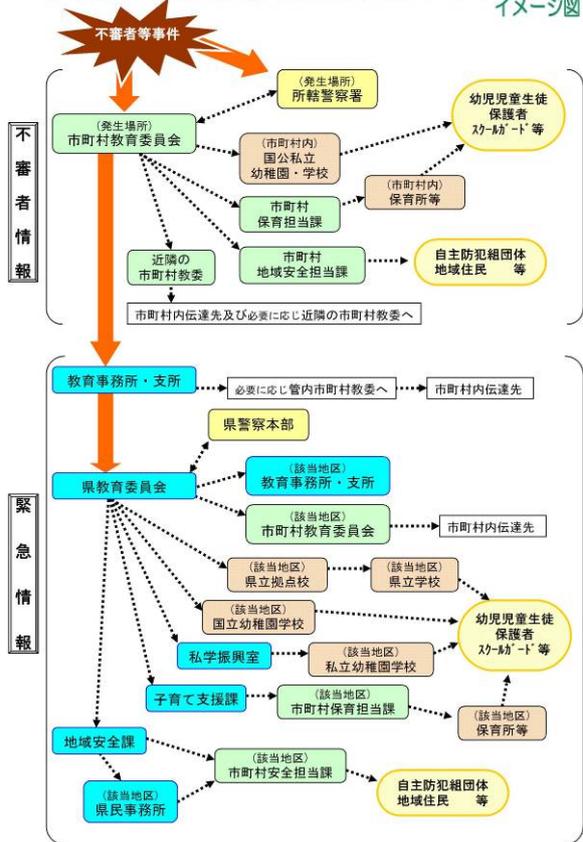
(2) 今後の課題・方向性

さらに迅速な情報共有と安全確保体制の推進を図るため、ネットワークの検証と充実に努めていく必要がある。

平成22年度からは愛知県及び愛知県警察と連携し、タクシー会社、ガソリンスタンド等の民間事業者とともに構築した「児童生徒等見守りネットワーク」の運用を開始した。

今後もこのネットワークを活用するとともに拡充を図り、地域ぐるみで児童生徒の安全を守る体制を強化し、不審者等による事件発生を抑止力へと高めていく必要がある。

学校安全緊急情報共有化広域ネットワークイメージ図



18 「パトネットあいち*」による不審者情報の提供

施策の概要

身近な地域で発生した事件等に関する情報や不審者情報を、希望する住民の携帯電話のメール等に配信します。

平成21年度の取組

- ・「パトネットあいち」による情報発信活動の推進

不審者情報、身近な犯罪情報をタイムリーに配信し、注意喚起と防犯意識の高揚を図った。

・「パトネットあいち」の登録促進

登録者数(平成22年3月):約7万9千人[前年度同期:約7万3千人]
防犯講話、防犯教室等を通じ、PTA、地域防犯ボランティア等に対して、登録の促進に関する広報を実施した。

*パトネットあいち:

事件等に関する情報と安全に役立つ情報を携帯電話向けにメールマガジンとして発信。県警のwebページ「パトネットあいち」に携帯電話・パソコンのメールアドレスを送信して登録する。

(1) 取組の成果

不審者情報の配信については、「声かけ事案」、「身近な犯罪の情報」等について配信を行うことで、県民がより必要とする情報を提供することができ、「パトネットあいち」の登録者数が増加した。

(2) 今後の課題・方向性

防犯講話や各種キャンペーン等のあらゆる活動を通じて「パトネットあいち」の登録促進を広報していく必要がある。

また、情報の収集、タイムリーな配信に努めるとともに、学校安全緊急情報共有化広域ネットワークの活用など、関係機関等と連携を図り、情報の共有化に努めていく必要がある。

19 防災教育推進事業

施策の概要

地震等の災害から自らの安全を確保するために、防災教育の推進を図るとともに、ボランティアリーダーの養成を図ります。

平成21年度を取組

- ・地震防災啓発パンフレットの配布
(小学校1年生、小学校4年生、中学校1年生に配布)
- ・高校生防災セミナーの開催
県立高校など12校の生徒合計48人を防災リーダーとして育成
講義、演習(災害ボランティアの役割)、各校における啓発活動など
- ・希望する学校を対象に防災講演会を実施(15校)

(1) 取組の成果

防災講演会の開催により、児童生徒や教職員に対して災害時における具体的業務を周知するとともに、啓発パンフレットの配布により、児童生徒へ防災知識を周知することができた。また、高校生防災セミナーの開催により、将来の防災リーダーを養成することができた。

(2) 今後の課題・方向性

今後も、巨大地震や豪雨災害等の自然災害に備えた防災意識啓発のため、幅広い取組を推進していく必要がある。特に災害に対する知識や技術の習得などによる防災対応能力の向上とともに、災害時に積極的にボランティア活動に参加しようとする心を育て学校や地域の防災力向上に貢献できる防災リーダーを育成する必要がある。



高校生防災セミナー

福祉教育

小中学校や高等学校では、保育・介護体験の実施や高齢者・障害のある人たちとの交流学习を進めました。また、養護学校高等部を高等学校に併設することにより、日常的に交流を行いました。

20 高等学校と養護学校高等部の併設

施策の概要

障害のある生徒とない生徒との日常的な交流を推進し、生涯にわたりノーマライゼーションの理念の実現に向けて主体的に行動できる態度と豊かな人間性、社会性の育成を図ります。

平成 21 年度の取組

平成 18 年度から桃陵高校と半田養護学校桃花校舎間（大府市）で、日常的な交流や学校行事（体育祭、文化祭、合唱コンクール、球技大会等）、生徒会活動、部活動等での交流を実施してきており、平成 21 年度においても、これまでの実践を生かして両校生徒の交流を一層深めた。

また、平成 21 年 4 月に開校した豊川養護学校本宮校舎と宝陵高校（豊川市）では体育大会、文化祭等の行事交流及び日常生活における美化活動等の交流を行っている。

(1) 取組の成果

高等学校と養護学校高等部とが日常的に交流することで、ノーマライゼーションの理念の実現に向けて生徒の人権意識が高まるとともに、双方の理解が深まり、かけがえのない自他の命を大切にすることを育むことができた。

特に、高等部の生徒は、交流をとおして様々な経験を積み自信が深まることにより、学校生活に主体的に取り組む姿が見られた。

また、両校の生徒は、日常の学校生活の中で互いに相手を意識する機会が増えたことで、自然なかたちで相互理解が進んでいる。

(2) 今後の課題・方向性

高等学校と養護学校高等部が交流することで、学校生活全体をとおして、生

徒間の自然なつながりが育まれることを、ホームページ等で引き続き県内に周知していく必要がある。

21 愛知県社会福祉協議会への支援

施策の概要

県社会福祉協議会の実施している福祉教育の推進を支援します。

平成 21 年度の取組

愛知県社会福祉協議会ボランティアセンターの運営費を補助

(1) 取組の成果

県内のボランティア活動が継続的に行われるためには、活動の中核となるボランティアセンターの存在が必要であり、県がボランティアセンターに運営費を補助することで、福祉実践教室や体験学習、福祉読本の作成等の事業が実施され、地域の福祉教育の推進が図られた。

また、県内のボランティア登録者数は、平成 21 年 4 月 1 日現在 219,373 人となっており、前年同日比 1 万 2 千人（平成 20 年 4 月 1 日現在：207,180 人）増加した。

(2) 今後の課題・方向性

学校、企業、地域の子ども会など様々な団体が協働し、子どもと大人がともに地域福祉を推進するため、ボランティアセンターは各世代に対する福祉教育プログラムを引き続き企画、展開していく必要がある。